

特 記 仕 様 書

土地改良施設維持管理適正化事業(50期生)
川南上ポンプ地区
川南上ポンプ施設改修工事

令 和 8 年

いちき串木野市

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、いちき串木野市が発注する土改(補助)第1号 土地改良施設維持管理適正化事業(50期生)川南上ポンプ施設改修工事に適用する。
- (2) 本仕様書に定めない事項は、設計図による。
- (3) 本仕様書の定めと設計図の定めが異なるときは、本仕様書に優先する。

2. 法令・条例などの遵守

工事の施工にあたり、請負者は関係法規及び市町村等の条例、規程等、工事の施工に関する諸法令規則を遵守し、必要な届出、手続等は請負者がこれを代行すると共に密接な連絡を保ち設備使用開始に支障なきようにする。

尚、これに要する費用は全て請負者の負担とする。

3. 施工責任

本仕様書及び設計図に明記されていなくても、本設備の目的、機能上、又は、施工上当然必要とするものは監督職員（以下単に職員という）の指示に従い、請負者の負担で処理しなければならない。尚、入札前の現場説明で補追した事項も設計仕様の一部として本工事の施工範囲に含むものとする。

4. 変 更

本工事の施工上、必要に応じ施工図を提出して、職員の承諾を得て変更することができる。但し、これは仕様書及び設計図書の範囲内とする。

5. 疑義の解釈

仕様書及び設計図書（設計図及び工事費内訳明細書を含む）に疑義を生じた場合は、職員と協議の上決定するものとする。

6. 製作・着工

契約後、速やかに本仕様書及び設計図に基づいて工程表及び承認図を作成し、職員に提出して承認を受けること。

7. 提出書類

下記の関係図書を職員の指示に従って提出すること。

- ア) 承認図
- イ) 完成図
- ウ) 機器・装置の試験成績表
- エ) 絶縁試験成績表
- オ) 接地抵抗測定試験記録
- カ) 機器取り扱い説明書
- キ) 附属品、予備品の明細書
- ク) 工事写真及び完成写真
- ケ) 工事日報、材料調書
- コ) その他職員が指示するもの

8. 現場代理人

請負人は代理人をもって工事管理に当たらせることができる。この場合は現場代理人は現場代理人選出届けを提出して承認を受けること。

但し、現場代理人は請負者の権限を代行する資格を有する者でなければならない。

9. 主任技術者

請負者は工事主任技術者を選任し、書面をもって届け出て職員の承認を受けること。主任技術者と現場代理人は、これを兼務することができる。

10. 現場代理人の兼任

1. 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(6)のすべてを満たし、工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1)それぞれの工事の当初請負代金額が4,000万円未満であること
- (2)発注者又は、監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (3)兼任できる工事は2件とする。ただし、全ての工事がいちき串木野市発注の工事であり、かつ、現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合、災害復旧工事に限り、3件以内であれば兼任可能とする。
- (4)兼任する工事は、工事現場の相互の間隔がおおむね10km以内の範囲
- (5)発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (6)兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上担当工事現場を巡回し、現場管理等に当ること

2. 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任(変更)申請書」を提出し、発注者承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任(変更)通知書により、発注者に通知すること。

3. 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。

11. 検査

(1) 工場検査

主要機器については、原則として現場搬入時に於いて職員が立会し適用規格基準に基づいて立会検査を行う。但し、職員の都合で機器完成後、製作工場に於いて検査を行うこともできる。

(2) 下検査

本工事が完成した時は、工事検査の前に監督員の下検査を受けなければならない。

(3) 完成検査

1. 工事の既済部分検査、完成検査にあたっては現場代理人及び主任技術者が立会の上、検査を受けなければならない。
2. 請負者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処理につき、検査職員の指示に従わなければならない。
3. 検査において不合格となった箇所が既済部分であっても手直しを命ずることができる。

12. 検収(受渡し)

前項の試験調査に合格した上、更に施工上の適否、体裁などについての全体検査と総合的な作動試験を行い、機能的にも良好であることを確認して受渡しを行う。

13. 保証及び保証期間

本設備の保証期間は竣工引渡し後満1年とし、その期間内に請負者の責任と見なされる原因によって事故(破損及び品質・性能低下等)が生じた場合は、無償で職員の指定する期間内に改造、補修又は、新品と交換して完全に補修しなければならない。

14. 他工事との取り合い

本工事に関連する他工事(土木、建築、その他)との取合個所については職員の指示に従い関係業者間にて協議し、相互に協力して進捗に努めること。

15. 補修

本工事の施工に当り他の建造物等を損傷した場合は、職員の指示に従って完全に修復し、検査を受けこれに合格しなければならない。

16. 安全対策

本工事の施工に当たっては労働安全衛生規則を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、安全作業に対する十分な施策をなし安全責任者を定めてこれを管理しなければならない。

17. 仮設物

- (1) 本工事に必要な仮設物(詰所、工作場、材料置場等)は全て請負者負担で準備すること。
- (2) 場内に仮設物を設ける場合は、事前に職員の許可を受けその指示に従って設置すること。
- (3) 工事用の水道、電力、電話設備等は全て請負者の負担とする。

18. 荷造り及び輸送
荷造りは厳重に施し防湿を完全にし、天地無用のものにはその旨を明記し適当な転倒防止の方法を講ずること。
尚、各梱包毎に内容品名、数量を外箱に明記すること。
19. 機器及び材料の保管
本工事竣工までの機器、工事材料の保管の責任は請負者にあるものとする。
20. 教育指導
請負者は、発注者が指定する職員に、工事中、試験調整中にかかわらず運転操作等の教育指導を行い引渡しまでに設備の概要を説明し、尚引渡し後に全担当者を対象に取り扱いの指導をすること。
21. 現場環境改善費
1. 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。
請負者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
2. 現場環境改善については、別表-1の内容のうち、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施すること。
3. 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
4. 現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。
5. 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
6. 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

別表-1

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2.緑化・花壇用水, 3.ライトアップ施設
	4. 見学路及び椅子の設置, 5.昇降設備の充実, 6.環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
	2. 労働宿舍の快適化, 3.デザインボックス(交通誘導警備員待機室)
安全関係	1. 現場事務所等の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
	2. 労働宿舍の快適化, 3.デザインボックス(交通誘導警備員待機室)
地域連携	1. 現場事務所等の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
	2. 労働宿舍の快適化, 3.デザインボックス(交通誘導警備員待機室)
地域連携	1. 完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表
	4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む)
	5.見学会等の開催(イベント等の実施含む)
	6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営
	7.パンフレット・工法説明ビデオ
	8.地域対策費(地域行事等の経費を含む), 9.社会貢献

別表-2

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇, 完成予想図, 工法説明図, 工事行程表	
パンフレット・工法説明ビデオ	100% (箇所)
デザイン工事看板	10% (/月)
ライトアップ施設	8% (/月)
電光式標識	4% (/月)
備品類	2% (/月)

※上表は工事場所, 工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。

※類似品は上表損耗率を準用できる。

※一工事において、損耗率が100%を越える場合は、上限値は100%とする。

※設置月数は、工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位(2捨3入)とする。ただし、15日未満は0.5ヶ月とする。

2.2. 前払金・中間前払金

1. 請負代金額が100万円以上の契約については、40%の範囲内で前払金を請求することが出来る。
2. 請負代金額が100万円以上の契約工事で既に4割以内の前金払がなされている工事はさらに2割を越えない範囲で中間前払をすることが出来る。

第 2 節 機器共通仕様書

1. 受電及び配電方式

受電及び配電方式は、設計図又は特記仕様書による。

2. 単 位

単位は全てメートル法による。

3. 塗 装

(1) 盤・機器の塗装

鋼製部分は十分な下地処理を施し、更に防錆下地塗装を入念に行ったうえで耐候性に優れた塗料で仕上げ塗装を行う。

尚、仕上げ面は半艶消しを標準とする。

(2) 塗装色

塗装色は、特に指定するもの以外は全てJEM規格によるものとする。尚、国立公園等周辺環境に考慮が必要な場合は、機器個別に発注者と協議の上、決定するものとする。

JEM-1135による色彩

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ア) 盤内外 | マンセル記号 5Y7/1 |
| イ) 計器・継電器等のふち枠 ケース | マンセル記号 N1.5 |
| ウ) 開閉器・操作器等の把っ手 (一般用) | マンセル記号 N1.5 |
| エ) 同上 (非常停止等) | マンセル記号 7.5R4.5/14 |

4. 準拠規格

本工事にて準拠すべき規格並びに工事基準は、特に記載のない事項は下記によること。

- ア) 電気設備技術基準 (経済産業省令)
- イ) 電気事業法
- ウ) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
- エ) 日本産業規格 (JIS)
- オ) 日本電機工業会規格 (JEM)
- カ) 内線規程
- キ) その他関連法令・条例及び規格

5. 付属品 (予備品)

各機器の付属品は本仕様書に記載されているものを付属するほか、請負者において運転上必要と認めるものは全て付属すること。付属品は長期間の保存に適するよう厳重に包装し、内容品の種類及び数量のリストを作成し、提出すること。

第 3 節 機器材料の選定

1. 本工事に使用する機器材料は原則として、下記メーカー製品または同等品以上とすること。

(1) 制御盤・低圧動力設備

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）＜国土交通省大臣官房官庁営繕部監修＞に適合する品質・性能等の評価基準を満たした製造業者とすること。

(2) その他資材

J I Sによる一般規格品とし、適用規格のない特殊品については、個々職員の承認を受けて使用するものとする。

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 請負者	発 議 年 月 日	令 和 年 月 日
発 議 事 項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他（ ）		
工 事 名 (工事番号含む)	土改(補助)第1号 土地改良施設維持管理適正化事業(50期生) 川南上ポンプ施設改修工事		請 負 者 名(株) ●●電気
(内 容)			
添付図 葉, その他添付図書 受領書1式			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します。 ☐ 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ その他（ ） 監督職員 石神 大士 令和 年 月 日	
	請負者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します。 ☐ その他（ ） 現場代理人 ○○ ○○ 令和 年 月 日	

工 事 員 工 検 査 員	検 査 員	課 長	技術補佐	総括 監督員	監督員
印又は サイン	印又は サイン	印又は サイン	印又は サイン	印又は サイン	印又は サイン

現 場 主 任 代 理 人 技 術 者	
印又は サイン	印又は サイン